

社保通信をお届けします。P1..... 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 施設基準届出に関する「第3回相談会」を開催します

令和6年6月から令和7年2月(令和7年3月1日から3日を含む)までにベースアップ評価料の届出を行って(令和6年度中に算定をして)いる場合、令和7年4月からもベースアップ評価料の算定を継続する場合は**6月30日までに再度令和7年度の賃金改善計画書の届出が必要**となります。(年度ごとの届出が必要となります。)

届出に関する届出書や添付書類、記載例などの資料や動画等は県歯ホームページにアップロードしております。ダウンロードしてご活用下さい。

なお、ご自身での届出が困難な先生、または新規に届出を出したいが困難な先生方を対象として、下記の通り第3回目の相談会を開催いたします。

日 時 令和7年6月1日(日) 10:00～
場 所 県歯会館 7階 会議室

参加希望の方は5月28日(水)までに

県歯事務局:清水まで電話(086-224-1255)でお知らせください

※なお、参加希望者多数の場合には、時間調整をさせていただきます

下記データをご持参の上、当日ご出席ください

1. 直近1ヶ月間の歯科初診料・歯科再診料・歯科訪問診療料1・歯科訪問診療料2～5それぞれの算定回数または、直近1ヶ月間の算定回数が通常の月の状況と大きく異なる場合には、直近3ヶ月間平均の上記のそれぞれの算定回数
2. ベースアップ評価料の算定を開始してから令和7年3月31日までの令和6年度のベースアップ評価料収入の合計または、ベースアップ評価料の算定を開始してから令和7年3月31日までの令和6年度の歯科初診料・歯科再診料(1日2度来院の再診料は含まれません)・歯科訪問診療料1・歯科訪問診療料2～5それぞれの算定回数
3. ベースアップ評価料の算定を開始してから令和7年3月31日までのベースアップ手当もしくはベースアップとして支給した総額の合計